

**答 申 書**  
(答申第51号)  
平成19年5月7日

---

**1 審査会の結論**

特定施設の指定管理者候補者選定委員会議事録に記録されている非開示部分のうち、異議申立てのあった道職員である選定委員の氏名及びそれが特定され得る記述を非開示としたこと、並びに議事録を作成するために録音したテープを不存在としたことは妥当である。

**2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨**

(省略)

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象公文書は、特定施設の指定管理者候補者選定委員会（以下「本件選定委員会」という。）議事録（文書及び音声記録されたテープ等）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対応する公文書として、特定施設に係る①第1回本件選定委員会議事録、②第2回本件選定委員会議事録（以下「本件公文書」という。）を特定し、本件公文書に北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報、同項第2号に規定する非開示情報及び同項第6号に規定する非開示情報（以下「6号情報」という。）が記録されているとして、これらに該当する情報を除いて一部開示決定処分（以下「本件一部開示決定処分」という。）を行い、また、音声記録されたテープ等（以下「本件テープ」という。）については、条例第17条の規定に基づき公文書不存在通知（以下「本件不存在処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件一部開示決定処分において非開示とした情報のうち、道職員である選定委員の氏名及びそれが特定され得る記述の開示、並びに本件テープの開示を求めていることから、その妥当性について判断することとする。

なお、本件一部開示決定処分における異議申立てについては、道職員である選定委員の氏名及びそれが特定され得る記述の開示を求めるものであることから、異議申立てに係る部分が非開示情報に該当するかどうかを個別に検討するのではなく、道職員である選定委員の氏名及びそれが特定され得る記述を開示することが6号情報に該当するかどうかを判断するものである。

(3) 6号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等（国、独立行政法人等若しくは地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体）の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、本件公文書に記録されている情報のうち、発言者の氏名及びそれが特定され得る記述については、これを開示することにより、委員就任を拒否されたり、選定に際しての委員の発言が開示を前提としたものとなり、議論が形骸化する

など、今後の同種の委員会の事務の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものであると主張する。

また、この点についての判断は、選定委員が道職員であっても何ら変わるものではないと主張する。

ウ 本件選定委員会は、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年北海道条例第89号）第5条の規定に基づき、公の施設ごとに定める申請資格及び選定基準の決定並びに指定管理者の候補者の選定について、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴くために設置されている。

また、「特定施設の指定管理者候補者選定委員会」設置要綱では、委員の責務として、公正、公平に所掌事務をしなければならないとされており、委員は、審議等において、公正、公平な判断が求められている。

このような観点からすれば、本件選定委員会の発言者の氏名及びそれが特定され得る記述を開示すると、既に開示している委員の発言内容から、どの委員の意見であるかが明らかとなり、委員の率直な意見、感想等に対し、外部から圧力や干渉等の影響が及ぶことも予想され、自由闊達な意見交換や本件選定委員会の公正・公平性が不当に損なわれることによって、今後の同種の選定委員会の公正又は円滑な会議の運営が損なわれると認められ、このことは、選定委員が道職員であっても同様と考える。

そこで、異議申立人の求めているものが、道職員である選定委員の氏名及びそれが特定され得る記述の開示であることをかながみると、これらの情報を開示した場合、当該部分が含まれている意見全体が道職員である選定委員のものであることが判明することになり、結果的に本件選定委員会の公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にすることになると認められる。

したがって、当審査会としては、道職員である選定委員の氏名及びそれが特定され得る記述を開示することにより、将来の同種の事務の公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められることから、6号情報に該当すると判断する。

#### (4) 本件不存在処分について

ア 条例第2条第2項は、公文書について「実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。」と定義している。

さらにその解釈として「北海道情報公開条例の施行について（平成10年4月1日北海道総務部長通達。以下「通達」という。）」では、次のように記載されている。

- ・ 「実施機関が管理している」とは、知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則（平成10年北海道規則第46号）等に基づいて、実施機関が保管又は保存していることをいう。
- ・ なお、「実施機関が管理しているもの」であれば、決裁、報告等の手續が外形的に省略されているものでも対象公文書となるものである。
- ・ また、「当該実施機関が組織的に用いるもの」とは、当該公文書がその作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のものを意味する。したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためのみに利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽のための研究資料、備忘録等）、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する

当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階にとどまるもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等。なお、担当職員が原案の検討過程で作成する文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）などは、組織的に用いるものに該当しない。

- ・ 作成又は取得された文書が、どのような状態にあれば組織的に用いるものと言えるかについては、①文書の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該行政機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）、②当該文書の利用の状況（業務上必要なものとして他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）などを総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなる。

イ 実施機関は、本件においては、文書で作成した議事録が正規の記録として組織的に管理されており、本件テープについては、議事録を作成するために担当者が使用する補助的な文書であり、組織的に用いるものとして管理しておらず、現に消去されているため不存在であると主張する。

また、補助的な文書に該当する理由について、当審査会が説明を求めたところ、実施機関は次のとおり説明した。

道においては、通常、本件選定委員会のような会議の会議録を作成するに当たっては、担当者が発言内容を録音したテープや要点を記載したメモを利用し、逐語又は要点筆記により作成しているが、どのような方法を採用するかはその後の管理の方法も併せ、各担当課の判断に任されている。

本件選定委員会は、第1回が平成17年12月19日、第2回が同月21日に開催されており、議事録については、本件テープを基に担当者により逐語で文書として作成され、各委員による内容確認を経て、同月28日に決裁を終了し、正規な記録として管理されている。このように、本件においては、文書で作成した議事録を正規の記録として組織的に管理しており、作成の際に担当者が使用した本件テープは、議事録作成に当たり、発言内容の正確性を担保するために利用した補助的な手段にすぎないものである。

また、本件テープは、劣化により再使用に適していないため、議事録作成完了後、情報を消去の上、廃棄されたものであり、現に組織として管理していないものである。

ウ 本件テープが条例上の公文書に該当するかどうかを判断するには、本件テープについて「当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」に該当するかを判断するのが適当であり、そのためには、通達に掲げる①作成又は取得の状況、②利用の状況、③保存又は廃棄の状況の3点について検討することが必要である。

(ア) 作成又は取得の状況

本件テープは、実施機関の主張するとおり、議事録作成に当たり発言内容の正確性を担保するために利用したものであることから、職員個人の便宜のために利用したものであると認められる。

(イ) 利用の状況

実施機関の主張するとおり、本件テープを基に担当者が文書で作成した議事録を正規の記録として組織的に管理していることから、業務上必要なものとして他の職員がその職務上利用しているものは、もっぱら議事録であると考えられる。

このため、本件テープは、業務上必要なものとして他の職員又は部外に配付さ

れたものではなく、他の職員がその職務上利用しているものではないものと認められる。

(ウ) 保存又は廃棄の状況

実施機関の主張するとおり、文書で作成した議事録を正規の記録として組織的に管理しており、本件テープは、補助的な文書に相当するものであることから、専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であると認められる。

(エ) 以上のことを総合的に判断すると、本件テープについては、作成又は取得の状況、利用の状況、保存又は廃棄の状況からは、公文書の定義で要件とされる「当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」であるということとはできないものであり、したがって、公文書ではないと判断する。

本件テープが公文書ではないことから、本件テープは、条例に基づく開示請求の対象ではないと考えられ、本件開示請求に対し本件不存在処分を行ったことは、妥当であると判断する。

なお、会議等の録音テープの公文書性について、通達では「文書で作成した会議記録を正規の記録としている場合に、会議記録を作成するために録音した録音テープ等に記録された電磁的記録は補助的な文書に相当するものであるため公文書に含まれないが、正規の記録が長期間作成されず、当該電磁的記録が組織共用しているとみなされる実態にある場合は、公文書に該当する場合もあり得る。」とされており、録音テープが公文書となり得る場合もあることを否定するものではないが、本件開示請求においては、平成17年12月28日に決裁が終了した議事録が正規の記録として組織的に管理されていることが認められるものである。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられるものであることから、採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成18年 8 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理（諮問番号41）</li> <li>○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤公文書不存在通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書、⑧対象公文書の写し）の提出</li> </ul>
平成18年 9 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規諮問事案の報告</li> <li>○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託</li> </ul>
平成18年10月18日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取</li> <li>○ 異議申立人の意見陳述</li> <li>○ 審議</li> </ul>
平成18年11月15日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成18年12月12日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成19年 1 月 18 日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成19年 2 月 15 日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成19年 3 月 14 日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成19年 4 月 19 日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成19年 4 月 26 日 （第20回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申案審議</li> </ul>
平成19年 5 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申</li> </ul>